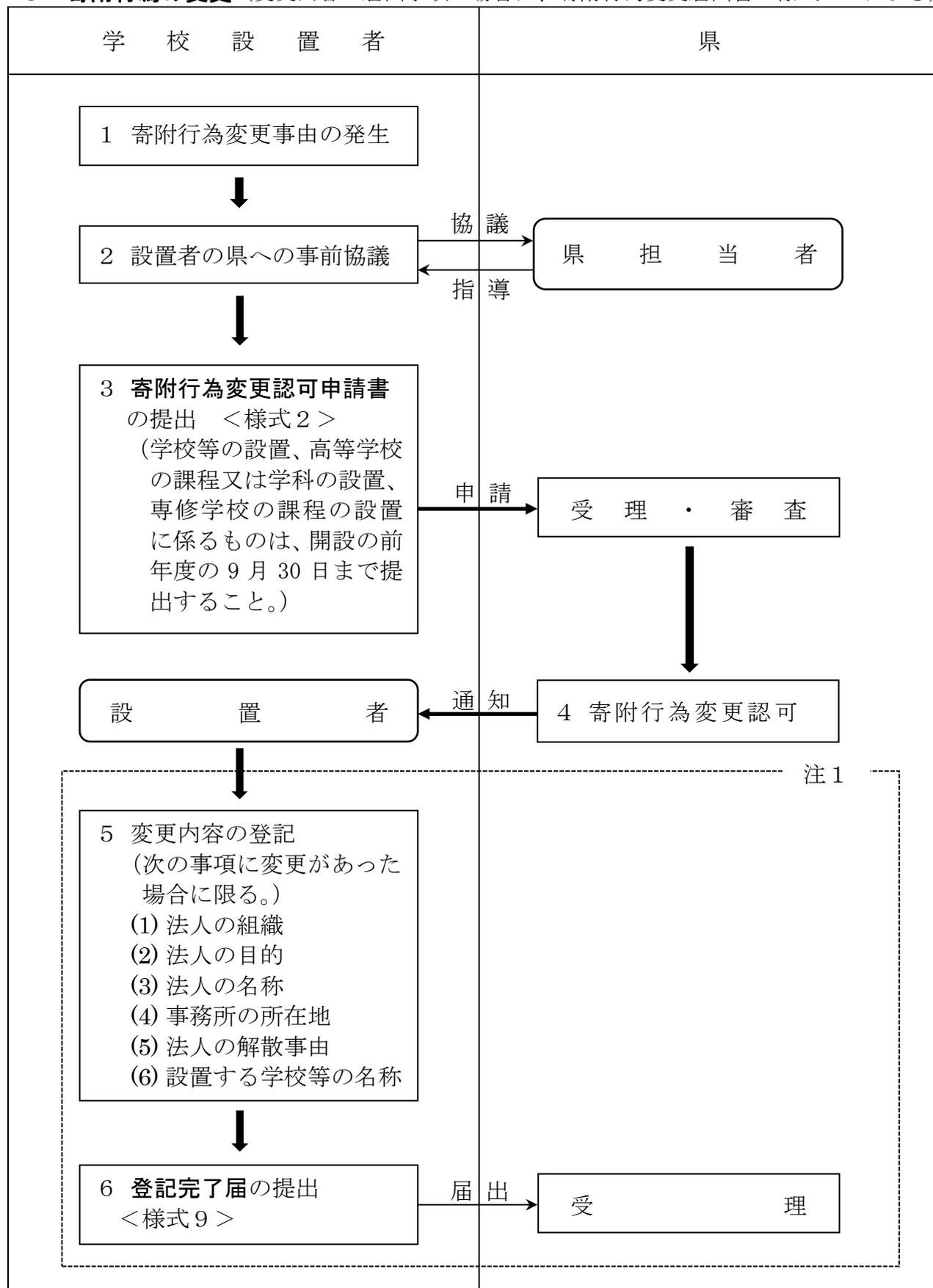


6 寄附行為の変更（変更内容が届出事項の場合は、寄附行為変更届出書〈様式6〉による）



（注）1 変更内容が登記事項にかからないものである場合は、5～6の手続は不要である。

2 学校等の設置及び廃止を行う場合は、手続を同時に行う必要がある。